

医療法人アガペ会役員及び評議員に対する報酬規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、医療法人アガペ会定款第34条の規程に基づき、医療法人アガペ会（以下「法人」）の役員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第44条に基づき置かれている者をいう。

(決定機関)

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、社員総会の決議に従って決定するものとする。

第2章 報酬等の支給

(支給対象)

第4条 理事会及び評議員会に出席した役員（常勤の理事を除く）及び評議員には報酬等を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事に対し、監事監査を行った場合は報酬等を支給する。

(支給方法)

第5条 会議開催の都度、所得税控除後の金額を振込又は現金で支給する。

第3章 規程の変更

第6条 この規程の変更は、社員総会の議決により行うものとする。

(2) 本規程に定めのない事項については、社員総会において決定するものとする。

付則

1. この規程は、2021年（令和3年）4月1日より施行する。

2. 第4条の報酬等の金額は次のとおりとする。

	報 酬
監 事	10,000円

注1) 当該金額は、所得税額を控除した後の金額である。

(2) 監事監査

	報 酬
監事（1回）	10,000円

注1) 当該金額は、所得税額を控除した後の金額である

3. 公共交通機関等（バス）または、タクシーをご利用の場合は、実費弁済を致しますので領収書等でご精算を致します。

評議員への交通費

評議員会への出席

	報酬
評議員会出席評議員	3,000円